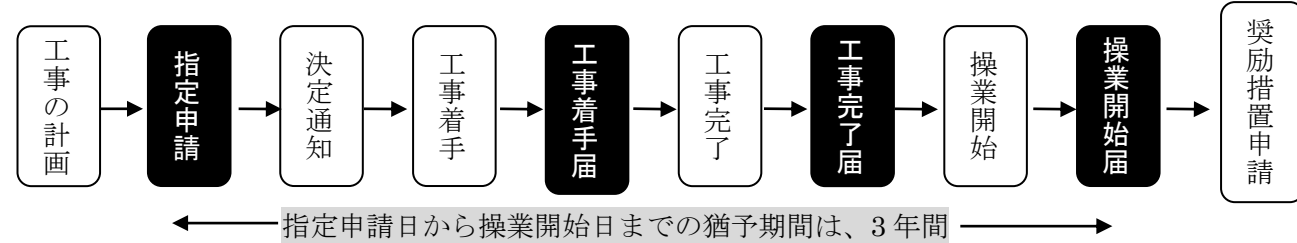


八代市企業振興促進条例申請手続きの流れ



適用事業所指定の申請

企業

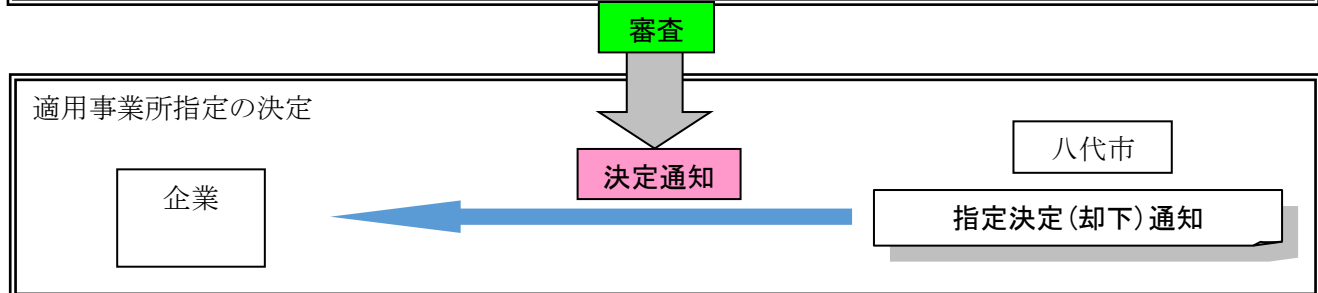
指定申請書
工場等建設計画書
工場見取図、平面図
登記簿抄本、雇用計画書、労働生産性向上の目標全従業員名簿 など

申請 → **商工政策課**

・事業所等の建設の場合、工事着手前 30 日前まで
・事業所等の取得の場合、取得前 30 日前まで
・賃借の場合、賃貸借契約前 30 日前まで

【適用事業所の対象業種】
 (ア) 製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業、卸売業
 (イ) (ア) の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設
 (ウ) 不動産業者が、(ア) のために建設、取得する施設、(立地決定済みに限る)

【適用事業所の対象基準】
 ・操業開始時の投下固定資産総額 1 億円以上 (中小企業は 2,000 万円以上)
 ・設置した事業所等の操業開始時の増加市民雇用数が 5 名以上 (中小企業は 2 名以上)
※操業開始時の増加市民雇用数：適用事業所申請日から操業開始日までに増加した従業員の数 (固定資産の減免、課税免除のみの対象基準)
 ・投下固定資産総額 1 億円以上 (中小企業 2,000 万円以上)
 ・県より地域経済牽引事業計画の承認を受けているもの、又は、適用事業所を含んだ労働生産性が平均 3% 以上向上できるもの



工事着手等の届出

■工事着手届
 ・建築確認通知書の写し
 ・工事請負業者との契約書の写し
 ・工事予定箇所の写真等

■工事完了届
 ・竣工届又は引渡書の写し
 ・建築検査済証の写し
 ・工事代金支払済み領収書の写し
 ・工事完了後の写真等

■操業開始届
 ・労働者名簿の写し (労基法 107 条)
 ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
 ・全従業員名簿

工事に着手したとき遅滞なく → **届出** → **商工政策課**

工事が完了したとき遅滞なく → **届出** → **商工政策課**

操業を開始したとき遅滞なく → **届出** → **商工政策課**

適用事業所の指定を受けると、次の奨励措置が適用されます。

■固定資産税の減免

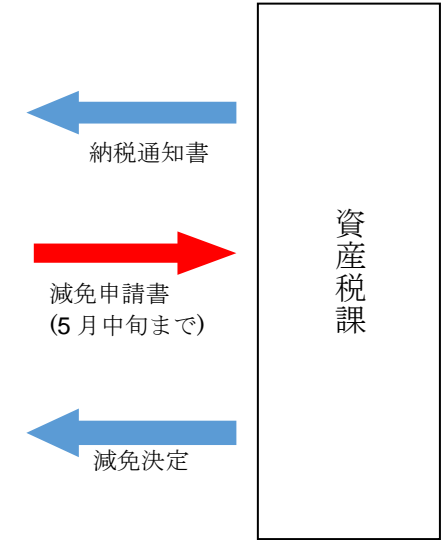
初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
100%	100%	100%	50%	50%

※操業開始時の投下固定資産総額 20 億円以上かつ純増従業員 100 人以上で、2 年以上の工場建設計画を策定した場合は、操業開始以後 3 年以内に取得した固定資産も減免します。

■固定資産税の課税免除

初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
100%	100%	100%	100%	100%

※「八代市企業振興促進条例において適用事業所の指定を受けた工場等」及び「地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画を熊本県知事に提出し、承認を受けた特定事業」の場合



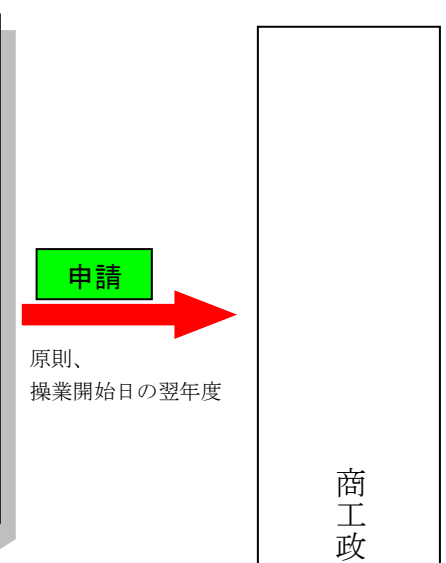
■事業所等建設補助金

○ 投下固定資産総額 1 億円以上の事業所等

純増従業員数	算定式
10 人未満	投下固定資産総額×1% (土地代を除く)
10 人以上 40 人未満	投下固定資産総額×2% (土地代を除く)
40 人以上	投下固定資産総額×3% (土地代を除く)

○ 投下固定資産 20 億円以上の事業所等

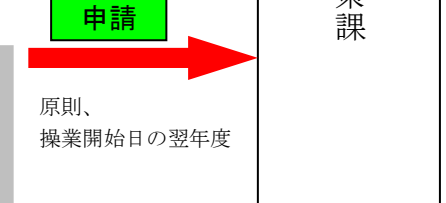
純増従業員数	算定式
100 人以上	申請から操業開始以後 3 年以内までの投下固定資産総額×5% (土地代を除く)



■用地取得等補助金

※投下固定資産総額 1 億円以上の事業所等

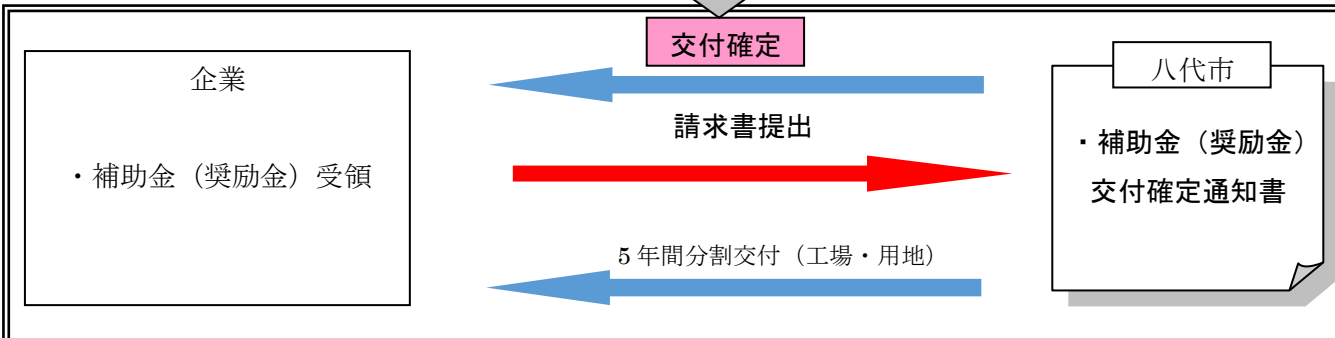
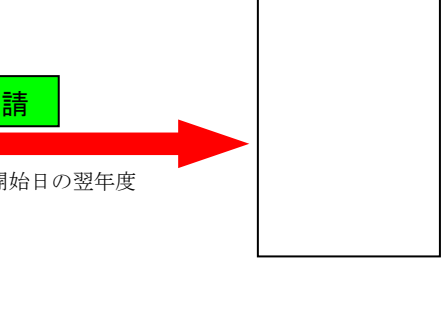
- 投下固定資産総額が 1 億円以上の事業所等の場合、土地の取得価格の 30/100 を交付。(用地取得後 1 年以内の着工した場合に限る)
- 事業所等を賃借する場合、敷金等を除く 1 年間の賃借料の 1/2 を交付。(賃借後、1 年以内に操業開始した場合に限る)



■雇用奨励金

- 操業開始 1 年後の増加市民雇用数に対し、1 人につき 30 万円 (非正社員 20 万円) を交付。
- 操業開始 2 年後の増加市民雇用数に対し、1 人につき 20 万円 (非正社員 10 万円) を交付

※増加市民雇用数とは、申請時の市民雇用数と比較し、純増した市民雇用数のことをいう。ただし、操業開始時の増加市民雇用数を上限とする



※補助金には、限度額があります。